

横浜市中央卸売市場における市場運営等の検討状況について

平成 32 年 6 月の改正卸売市場法の施行に向け、市場運営等について横浜市中央卸売市場開設運営協議会（以下「開設運営協議会」）等の審議会で検討を進めていますので、現在の検討状況についてご報告します。

1 横浜市中央卸売市場の再編・機能強化に向けた取組経緯

- ・平成 22 年 7 月：本場を引き続き中央卸売市場として運営し、南部市場を廃止する方針等を決定
- ・平成 27 年 4 月：中央卸売市場は、本場及び食肉市場の 2 市場体制へ
- ・平成 28 年 4 月：市場機能強化の一環として本場水産棟を低温化施設に改修整備し供用を開始
- ・平成 30 年 9 月：「京浜臨海部再編整備マスタープラン」を改定。中央卸売市場本場が立地する山内ふ頭周辺地区を「アクティビティスポット山内」と位置づけ、「中央卸売市場と連携した賑わい創出」の取組を進めることとしています。

今後、本場の青果部敷地内に屋内荷捌場や冷蔵保管庫等の整備を進め、狭あいな敷地の有効活用や品質・衛生管理の向上など、市場の機能強化を図る予定です。

（平成 30 年度：基本設計、31 年度：実施設計、32～35 年度：工事）

2 卸売市場法の改正概要

今回の卸売市場法の改正は、卸売市場を含めた流通構造全体の合理化による生産者・消費者双方のメリット向上を目指しています。卸売市場は今後も食品流通の核として堅持し、国による様々な規制の廃止等、取引の自由度を高める改正内容となっています。

- (1) 国による様々な規制を廃止し、中央卸売市場の開設者が各市場の特性に合わせて取引規制等を定めることが可能となるため、各市場の実態に応じ、開設者が市場活性化のための創意工夫を生かした取り組みを実施できるようになります。
- (2) 国が直接実施してきた指導監督権限等が開設者に付与されるため、公平な市場運営を担う公益的役割がさらに高まります。
- (3) 高い公共性等の要件を満たす場合、民間事業者による中央卸売市場の開設も可能となります。

3 現在までの市場運営等の検討状況

(1) 開設運営協議会での検討状況

開設運営協議会は、学識経験者、生産者団体、消費者団体、市場関係者等の委員で構成され、市場の開設またはその業務の運営に関し必要な事項を調査審議します。平成 30 年 10 月から市場の運営方式について検討を続けており、今まで出された意見概要は次のとおりです。

ア 開設者について

- ・消費者としては、良いものが安く届けば公設でも民設でも良い
- ・生産者としては、公設・民設に意見する立場にないが、市場と常に取引できるという安心・安全な機能が重要。卸売業者が早く高く売ってくれるとありがたい
- ・小売りとしては、市場は生活するための生命線であり、安定的に食料品等を供給するためには公設公営でなければならない
- ・市場の全ての関係者（卸・仲卸、小売、消費者、開設者、市民等）の立場からのメリット・デメリットを比較して結論を出すべき
- ・法設立時に公設で中央卸売市場を始めた理由（公共性を高めて消費者に安く食料を提供）が重要であり、当時の状況と今の状況を比較して判断するべき
- ・市場の課題解決の視点での検討が重要であり、個人的には設置者は公設が良いと思う
- ・公正な取引は民設では困難であり、公設公営で実施すべき
- ・32年6月の改正卸売市場法施行までの短い期間での民設は困難 等

イ 運営体制について（指定管理者制度等、民間の活用）

- ・32年6月の改正卸売市場法施行までの短い期間での民営化は困難。公営で実施する場合も、民営のノウハウ等を活用すべき
- ・指定管理者制度はコスト削減等も見込めるため、研究課題として引き続き中長期で検討すべき
- ・横浜市場の経営が順調で民間の候補者もない中、民営化を検討する状況ではない 等

ウ 市場の活性化に向けた取組について

- ・京浜臨海部再編整備マスタープランの本場周辺地域と連携した販わい創出を着実に実施
- ・市場のキーマンや民間の力を借りる等して、販わい創出の場を活用して欲しい
- ・横浜ブランド等、他都市からも引き合いが来るような付加価値をつける取組が重要
- ・需要拡大のため、魚食普及の活動等に力をいれてほしい
- ・地方生産者のアンテナショップ等、横浜市場を知ってもらう取組が重要
- ・市場運営の運営方針等を定める経営展望の取組を着実に実施することが重要 等

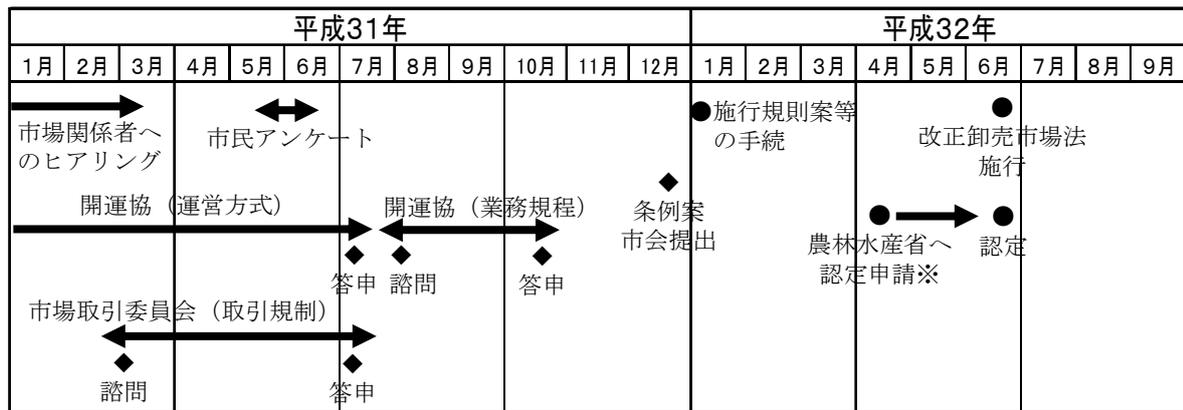
(2) 市場取引委員会での検討状況

市場取引委員会は、青果部、水産物部・鳥卵部、食肉部の3委員会が設置されており、市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議します。平成31年2月以降、各取引委員会で取引規制について検討を開始したところです。

4 市場運営等の検討スケジュール

平成 32 年 6 月の法施行に向け、市場運営等について以下のとおり検討を進めてまいります。

- ・平成 31 年 5～6 月頃：市場に関する市民アンケート
- ・平成 31 年 7 月頃：開設運営協議会答申（市場の運営方式について）
- ・平成 31 年 7 月頃：市場取引委員会答申（取引規制について）
- ・平成 31 年 10 月頃：開設運営協議会答申（業務規程について）
- ・平成 31 年 12 月頃：中央卸売市場条例（仮称）案の市会提出
- ・平成 32 年 6 月：改正卸売市場法施行



※ 法改正に伴い、農林水産省へ認定申請（中央卸売市場の開設）が必要となります。

<次頁以降、参考資料あり>

参考資料

横浜市中心卸売市場の概要

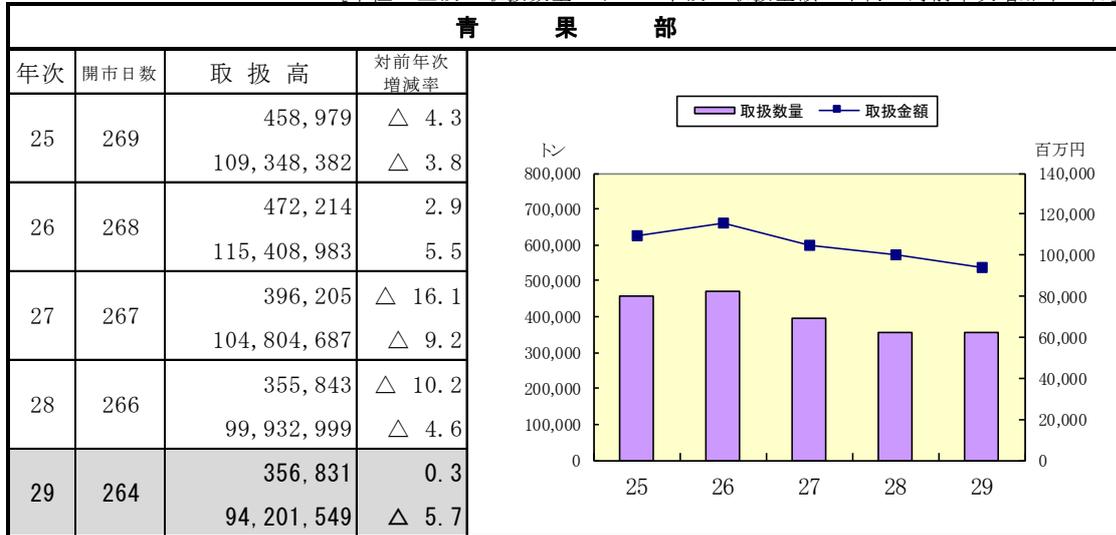
1 施設概要

(平成 31 年 1 月 1 日現在)

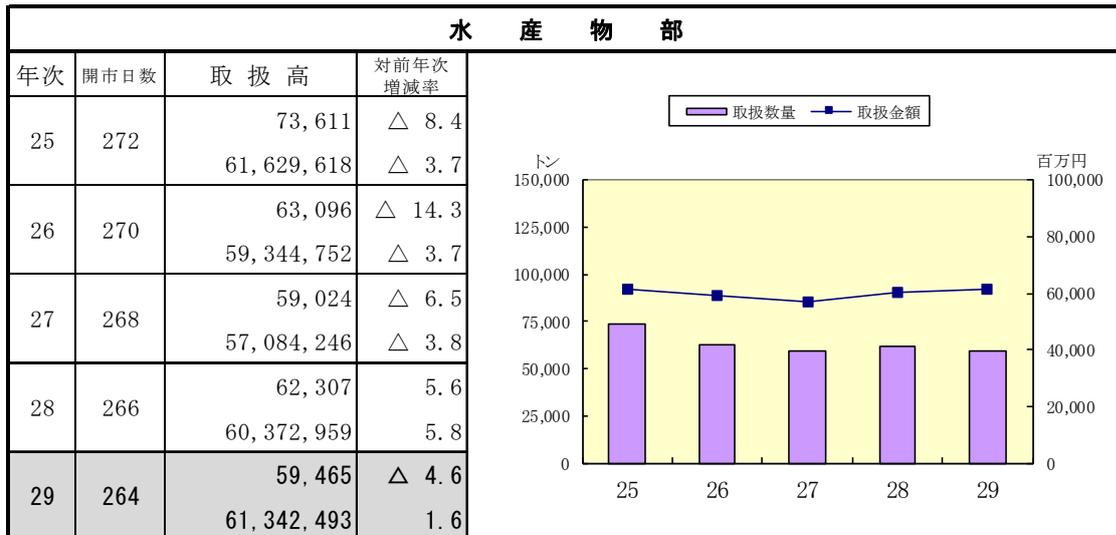
市場名	本場	食肉市場	
開設年月日	昭和 6 年 2 月 1 日	昭和 3 4 年 1 1 月 5 日	
所在地	神奈川県山内町 1 番地	鶴見区大黒町 3 番 53 号	
取扱品目	青果 水産物 鳥卵	食肉	
敷地面積	115,843㎡ (うち公の施設 114,584㎡)	42,739㎡ (うち公の施設 42,555㎡)	
建物 (建設時期)	延べ床面積 131,789㎡ 青果棟：昭和 60～平成 4 年 水産棟：昭和 55～61 年 【主な施設】 青果棟：47,342㎡ 水産棟：50,282㎡ 関連棟：6,992㎡ 第 1 冷蔵庫棟：5,780㎡ 第 2 冷蔵庫棟：3,602㎡	延べ床面積 24,010㎡ 本館棟：昭和 63～平成元年 仲卸棟：平成 6～7 年 【主な施設】 冷蔵室：3,548㎡ 解体室：1,498㎡ 内臓処理室：582㎡ けい留所：2,080㎡	
市場 関係 事業 者 数	卸売業者	青果部 2 水産物部 2 鳥卵部 1	食肉部 1
	仲卸業者	青果部 30 水産物部 60	食肉部 2
	売買 参加者	青果部 711 水産物部 29 鳥卵部 627	食肉部 191
	関連 事業者	38	3

2 横浜市中心卸売市場の取扱高

[単位 上段：取扱数量＝トン・下段：取扱金額＝千円 対前年次増減率＝%]



(注) 南部市場は平成27年3月末をもって廃止しました。(平成27年次までは本場及び南部市場の合計数値です)



(注) 南部市場は平成27年3月末をもって廃止しました。(平成27年次までは本場及び南部市場の合計数値です)

